

保 険 と 基 金

「マロニエ・ハイキングクラブの加入している保険・基金」

	スポーツ安全保険	労 山 山 岳 事 故 対 策 基 金	
掛け金	2,000円 (65歳未満) 1,200円 (65歳以上)	1口 1,000円で10口まで加入可能 例 2口加入した場合2,000円 (年)	
死 亡	2,000万円	2口加入した場合(掛け金の200倍まで)40万円 (ハイキングの場合3倍補償で 120万円)	
入 院	4,000円 (日額)	2口加入の場合 1,600円(800円×口数) [ハイキングの場合3倍補償で 4,800円]	
通 院	1,500円 (日額)	2口加入の場合 800円 (800円×口数÷2) [ハイキングの場合3倍補償で 2,400円]	
対人賠償 責任補償	1億円 (免責 1,000円)	な し	
対物賠償 責任補償	500万円 (免責 1,000円)	な し	
突然死・日射病 ・熱射病による 死亡	160万円 (平成15年度改訂)	死亡原因に関係なく 上記死亡による給付額	
救助捜索費用	な し	2口加入の場合(掛け金の300倍) 60万円 継続により最高400倍まで補償	
補償の 範囲	ハイキング	適 用	適 用
	岩・沢・ 雪山	適用なし	適 用
	集合場所 への往復	適用(自動車事故の場合、賠償 責任補償は支払われないが、 自分の怪我には支払われる)	適 用 (交通事故、および交通機関の事故を除く)
補 償 外	①ピッケル・アイゼン・ザイル 等の登山道具を使う山行 ②無届山行など団体管理 下以外の山行 ③単独山行	①無届山行 ②交通事故 ③事故発生報告が、事故後30日以上経過している 場合	
加入対象者	全 会 員	希 望 者	
補償期間	4月1日から翌年3月末日	同 左	
中途加入	中途加入から3月末日	※ 中途加入不可 (3月にて締切)	

※ 賠償責任補償とは、活動中、往復中、他人を怪我させたり、物を壊した時の補償です。

※ 労山山岳事故対策基金に於けるハイキングとは、①岩・沢・雪・海外を除く ②標高2000m以下
③標準コースタイム5時間以内 ④日帰り ⑤既設登山道 としており、この5条件を満たして
いると交付特典(3倍交付)が受けられます。

2022.9.1改定